

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

8 月分

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和6年度 水質テレメータ等設置【R5】に伴う既設水質情報システム外改修業務委託	情報処理－ 情報処理	三菱電機株式会社 関西支社	¥56,650,000	令和6年8月22日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	G4	○
2	令和6年度 豊野浄水場揚水ポンプ回転速度制御設備保守点検業務委託	各種施設管理－機械設備等保守点検	株式会社日立産機テクノサービス 大阪事業所	¥5,390,000	令和6年8月22日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 水質テレメータ等設置【R5】に伴う既設水質情報システム外
改修業務委託

2 契約の相手方

三菱電機株式会社

3 随意契約理由

本業務は、水質テレメータの設置及び配水テレメータの設置並びに咲洲配水場監視制御設備の改良に伴い柴島浄水場、水道局庁舎の既設水質情報システム、配水情報システム（以下「本システム」という）の改修を行うものです。

本システムは、上記業者が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されたもので、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構成、機能及びソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは三菱電機株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条
第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備課 （電話番号 06-6616-5542）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 豊野浄水場揚水ポンプ回転速度制御設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

本業務は、大阪市豊野浄水場に設置している揚水ポンプ回転速度制御設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、株式会社日立製作所が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、株式会社日立製作所より点検業務を移管されている株式会社日立産機テクノサービスが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）